

伊万里ウィンドパワープロジェクト規約

(名 称)

第1条 本会は、伊万里ウィンドパワープロジェクトと称する。

(目 的)

第2条 本会は、海洋再生可能エネルギーの普及を推進するための協議、情報共有及び調査研究を行い、伊万里市へ洋上風力発電関連産業を誘致し、伊万里市及び伊万里港の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 洋上風力発電関連産業及び関係する港湾施設に関する調査研究事業
- (2) 洋上風力発電関連産業の誘致及び地元企業との連携促進事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する法人、団体、行政機関又は個人の会員をもって構成し、会員は、正会員と賛助会員の2種類とする。

(入会及び退会等)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会届を会長に提出し承認を得なければならない。

- 2 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。
- 3 第13条第2項に規定する会費を納入しない者は、未納となった年度の末日をもって退会したもものとする。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、伊万里市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、正会員の互選により選出する。
 - 4 監事は、総会に諮り、会長が委嘱する。
 - 5 副会長及び監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、副会長及び監事が任期中に職を退任した場合は、後任の職の者が就任し、任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計事務を監査する。なお、監事が任期中に職を退任した場合でも、後任の監事が就任するまでの期間は、前任者が監査する。

(参 与)

第8条 本会に参加を置くことができる。

- 2 参加は会長が委嘱する。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画に関すること
 - (2) 規約の改廃に関すること
 - (3) 予算、決算に関すること
 - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、会長が必要に応じ、召集する。
 - 3 総会の議長は会長が務め、会長不在の場合は副会長がその任にあたる。
 - 4 総会における議決権は、正会員が有するものとする。
 - 5 総会の議事は、出席した前項に規定する会員の過半数をもって決する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、総会に付議すべき事項、その他本会の運営に関する事項について審議する。

- 2 幹事は、会員の中から、会長が指名する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、伊万里市総合政策部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事の互選により選出し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が召集し、幹事長はその議長となる。
- 7 幹事会には、必要に応じ、関係者を出席させることができるものとする。

(専門部会)

第12条 第3条の事業を専門的に実施するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の部会員は、会員の中から幹事会にて決定する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(会 計)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、次のとおりとし、会計年度ごとに会員が納入する。
 - (1) 正会員：1口につき1万円/年
 - (2) 賛助会員：無料
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 経費に係る申請、請求等については幹事長を代理人と定め、幹事長にその権限を委任する。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、伊万里市総合政策部伊万里湾総合開発課に置く。

- 2 事務局は、本会の庶務を行う。

(委 任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年5月28日から施行する。
- 2 令和6年度の会計年度は、第13条第3項の規定にかかわらず、令和6年5月28日から令和7年3月31日までとする。